

令和8年度（2026年度）児童・生徒心臓検診（一次心電図検査）委託業務仕様書

箕面市立小・中学校の児童・生徒の健康管理のための心臓検診を実施することについて、箕面市教育委員会（以下「甲」という。）が相手方（以下「乙」という。）に委託する業務は、次のとおりとする。

第1条 目的

この業務は、甲の設置する学校の児童・生徒の心臓検診を乙が行い、心臓疾患並びに心臓機能障害の早期発見、早期治療につとめ、もって学校保健の円滑な実施に資することを目的とする。

第2条 委託契約期間

業務委託契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3条 対象学校数

市立小学校12校
市立中学校6校
市立小中一貫校2校

第4条 検診受診発注予定人数

- ・各校小学1年生 1260人（予定）
- ・各校中学1年生 1330人（予定）
- ・校医検診で指示のあった者 20人（予定）

発注予定人数は、あくまでも想定される人数であり、検診受診対象者人数に増減があった場合は対応すること

第5条 実施場所

各学校での巡回検診及び甲が指定する会場
甲及び各学校が指定する場所

第6条 実施時期

- ・各学校における心電図検査（12誘導）
健康診断日程（別添1）に基づき、甲と調整の上、検診を行うこと。
- ・心電図検査（12誘導）予備日
健康診断日程に基づき、甲の指定した会場にて検診を行うこと。

第7条 委託業務内容

- (1) 心電図検査（12誘導）
- (2) 関連業務並びに付随業務の一切を含むもの
- (3) その他、甲乙間で別途合意した業務

第8条 対象者

- ・各校小学1年生
- ・各校中学1年生
- ・校医検診で指示のあった者

第9条 使用機器

- ・心電図計は日本小児循環器学会の「学校心臓検診二次検診対象者抽出のガイドライン」に適合した機種を使用すること。
- ・乙は、心臓検診に必要な一切の器具・データ処理に関する費用・衛生関係消耗品・一般消耗品及びその他この契約の履行に必要な経費について負担とすること。

第10条 実施概要

- ・各学校の生徒名簿（電子データ）を、令和8年4月中旬までの甲が指定する日程内に甲で受け取り、検査名簿や結果通知等に利用すること。
- ・心電図検査（12誘導）を行い、要再検査者（二次検診受診対象者）を抽出する。
- ・各校において受診できなかった者は、甲が指定する予備日にて検査を行い、この場合における委託料単価は各校にて検査を行ったものとして取り扱う。
- ・検査については精度管理に努めることの上で、臨床検査技師または看護師の資格を有する者で実施する。
- ・検査終了後2週間以内に、各学校別の「心臓一次検診受検者名簿」（別添2）、及び「一次心電図検査有所見者一覧」（別添3）を学校等ごとに作成し、提出すること。各学校等への通知用とは別に、甲用の控えも作成すること。
- ・要再検査者（二次検診受診対象者）については、心電図を添付した二次検診対象者用カルテ（学校より報告のあった心臓病調査票で抽出された二次検診対象者のものを含む。）を作成し、甲に提出すること。

- ・乙は、この委託契約に基づく業務を履行するため必要となるすべての経費を負担すること。

第11条 判読判定

検査の判読判定にあたっては、本市の児童・生徒心臓二次検診及び心臓三次検診にて国立循環器病研究センターの小児循環器内科医師が診察を行う関係上、国立循環器病研究センターへ心電図を持ち込み、小児循環器内科の医師に判読を一任すること。なお、国立循環器病センターとの調整及び依頼は、乙が独自で行い、判読の一任が確約されていること。

第12条 検診結果提出時期

学校教育活動に支障の無いよう、検診終了後すみやかに「心臓一次検診受検者名簿」及び「一次心電図検査有所見者一覧」を学校別に提出すること。遅くとも検診実施日から2週間以内に提出すること。

第13条 廃棄物の処理

- ・検査の実施に伴って発生する廃棄物は乙が責任を持って処分すること。
- ・廃棄物の処分に要する経費は検査機関の負担とする。

第14条 法令等の遵守義務

検診を行うにあたっては学校保健安全法、臨床検査技師等に関する法律、その他の関係法令の定めるところによるものとする。

第15条 管理責任

乙は、業務委託契約期間まで管理責任を負う。

第16条 契約方法

受検者1人あたりの単価契約とする。

第17条 個人情報の保護

乙は、個人情報の取扱いについては、別記「特記事項」及び「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

第18条 契約の解除

甲は、乙が前各条の規定に違反し、又は業務の遂行上支障をきたす恐れがあると認めるときは、いつでも本契約を解除することができる。

第19条 その他

仕様書に定めのない事項については、甲・乙双方協議のうえ決定するものとする。

[特 記 事 項]

(秘密等の保持)

第1条 乙及びその使用人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の取り扱い)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を委ねてはならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙及びその使用人は、この契約による業務を処理するため、甲から引き渡された検診関係書類を契約の目的外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 乙及びその使用人は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された検診関係書類を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の管理)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため、甲から引き渡された検診関係書類を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の安全管理に努めなければならない。

(返還義務)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため、甲から引き渡された検診関係書類を検査業務完了後、直ちに甲に返還しなければならない。

(事故報告)

第8条 乙及びその使用人は、この契約による業務を処理するため、甲から引き渡された検診関係書類の内容を漏洩、毀損、又は滅失したときは、甲は直ちに報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙が委託業務の処理に関し発生した事故等により被った損害は乙の負担とする。

以 上